

陳情文書表

陳情第8-1号	付託委員会	総務委員会
<p>「非核三原則」を国是として堅持することを求める意見書提出に関する陳情</p>		
受理年月日	令和8年2月3日	
陳情者	<p>東京都あきる野市牛沼114-8 不破 修 東京都あきる野市野辺1140-1 森田 康雄 東京都あきる野市高尾182-1 佐橋 京四郎 東京都あきる野市油平16-3 影山 和子 東京都あきる野市伊奈466-5 合川 哲夫</p>	
陳情内容		
<p style="text-align: center;">裏面のとおり</p>		

「非核三原則」を国是として堅持することを

求める意見書提出に関する陳情



1 趣旨

あきる野市は、「あきる野市平和都市宣言」を発出し「世界から核兵器と戦争や紛争がなくな」ることを求めています。

この願いの実現のためには、国会決議を積み重ね、歴代内閣も堅持してきた「非核三原則」、即ち核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする原則を、将来にわたって国是として堅持することが不可欠です。

あきる野市議会は、あきる野市民の思いをしっかりと受け止め、「非核三原則」を国是として堅持することを国に対して求める意見書を提出するよう陳情します。

2 理由

あきる野市は、2024年3月「あきる野市平和都市宣言」を市長提案、市議会全会派の賛成で決定しました。宣言では「世界から核兵器と戦争や紛争がなくな」ることを求めています。市民の願いは、核兵器による想像を絶する悲惨で非人道的な状況をくり返させないことです。この願いは、被爆地広島・長崎をはじめ「唯一の戦争被爆国」である日本国民大多数の思いと一つのものです。

「非核三原則」は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とするものです。「持たず、作らず」は、核兵器不拡散条約（締約国は191か国・地域：2021年5月現在 [外務省 HP]）の締結国としての国際的な義務です。「持ち込ませず」は、持ち込まれた核兵器を標的とする核攻撃による住民の被害も、わが国に持ち込まれた核兵器の攻撃によって生じる他の国の人びとの被害も、いずれもあってはならないということです。国政においては、「非核三原則」は、1971年に衆議院でこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持してきたものです。

あきる野市議会は、あきる野市民の思いをしっかりと受け止め、「非核三原則」を国是として堅持することを国に対して求める意見書を提出するよう陳情します。

2026年2月3日

陳情者 東京都あきる野市牛沼 114-8

東京都あきる野市野辺 1140-1

東京都あきる野市高尾 182-1

東京都あきる野市油平 16-3

東京都あきる野市伊奈 466-5

代表

不破

修

外4名

森田康雄

普

佐橋京四郎

普

影山和子

影山

合川哲夫

宗

あきる野市議会議長 白井 建 様